

家事支援外国人受入事業

令和7年9月認定

- ☑本格的な人口減少社会の到来に伴い、様々な分野での人手不足や、地域経済の縮小などに対し、将来にわたり地域の活力を維持していくための取組が求められており、さらに、持続可能な世界を実現するための普遍的な国際目標であるSDGsの実現に向け、民間企業や県民とも連携・協働した取組が必要。
- ☑そのため、**外国人家事支援人材による家事支援サービスの提供により、ビジネスを支える生活環境の向上、家事負担の軽減による多様な人材の活躍を推進**していく必要がある。

規制緩和前

家事支援活動を行う外国人は、**外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない。**

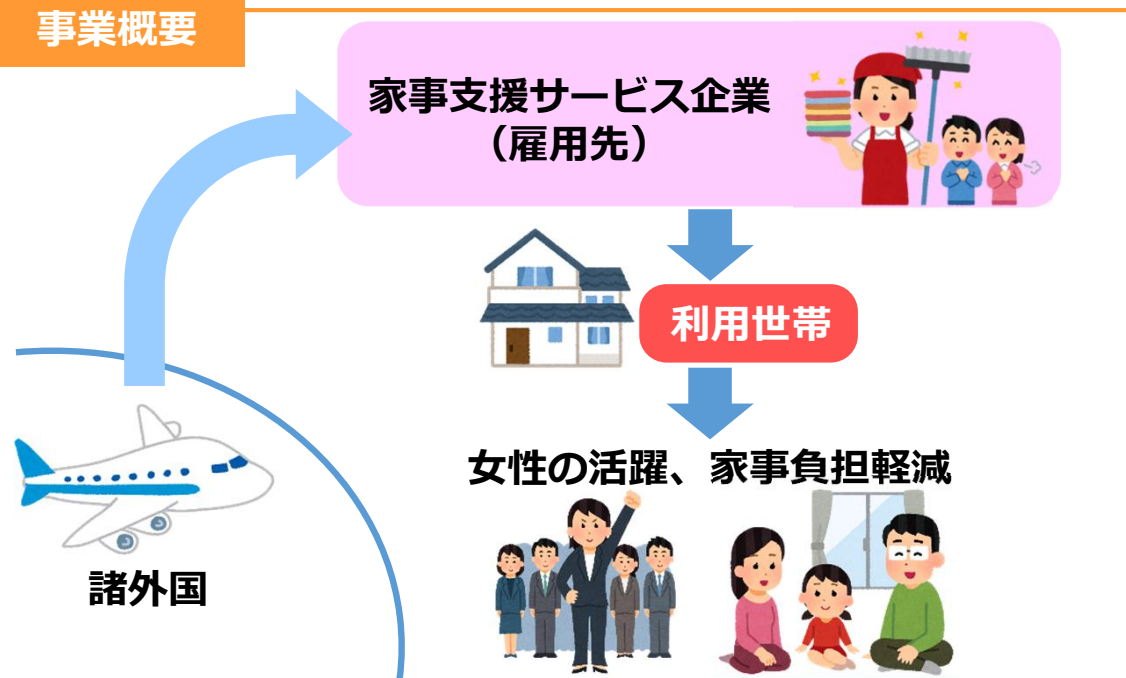
規制緩和後

第三者管理協議会※による管理の下、**家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留が可能に**

※千葉県第三者管理協議会

【構成員】内閣府地方創生推進事務局、東京入国管理局、千葉労働局、関東経済産業局、千葉県（事務局）

事業概要



効果

家事支援サービスの活用による家事負担の軽減に伴い、

- ① 利用者が働き方の制約から解放され仕事の時間を確保しやすくなり、**企業にとっても人手不足の解消に寄与**するほか、
- ② 「**精神的な余裕**」、「**プライベートの時間の確保**」、「**パートナーとの良好な関係**」といった**個人のウェルビーイングの向上にも繋がる。**